

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年3月2日(2006.3.2)

【公表番号】特表2005-516044(P2005-516044A)

【公表日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-563468(P2003-563468)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/395 (2006.01)

A 6 1 K 9/50 (2006.01)

A 6 1 K 47/32 (2006.01)

A 6 1 K 47/36 (2006.01)

A 6 1 K 47/38 (2006.01)

A 6 1 P 11/02 (2006.01)

A 6 1 P 31/04 (2006.01)

C 1 2 N 15/02 (2006.01)

C 1 2 P 21/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/395 R

A 6 1 K 9/50

A 6 1 K 47/32

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 47/38

A 6 1 P 11/02

A 6 1 P 31/04

C 1 2 N 15/00 Z N A C

C 1 2 P 21/08

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ブドウ球菌の少なくとも1つの抗原に特異的に結合する少なくとも1つのモノクローナル抗体及び粘膜附着性担体を含む組成物であって；

鼻内点滴による該組成物での患者の処置の結果、 a) 投与後少なくとも12時間、ブドウ球菌による鼻のコロニー形成を生じないか、又はb) 鼻孔内のブドウ球菌コロニー数の認識可能な減少を生じるか、又はc) 鼻孔から採取される陽性培養物の頻度の認識可能な減少を生じるか、又はd) ブドウ球菌感染の頻度の認識可能な減少を生じることを特徴とする、前記組成物。

【請求項2】

少なくとも1つのモノクローナル抗体がマイクロカプセル封入されている、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

粘膜附着性担体がキトサン、ポリスチレンスルホネート、ヒドロキシプロピルセルロー

ス又はこれらの組み合わせを含む、請求項 1 又は 2 に記載の組成物。

【請求項 4】

少なくとも1つのモノクローナル抗体がキメラ及びヒト化モノクローナル抗体から選択される、請求項 1 ~ 3 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 5】

少なくとも1つのモノクローナル抗体がヒト由来である、請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 6】

少なくとも1つのモノクローナル抗体がA110、A110 Fc、MAb-11-232.3、MAb-11-248.2、MAb-11-569.3、A120、及び99-110FC12 IE4から選択される、請求項 1 ~ 5 のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 7】

少なくとも1つのモノクローナル抗体がIgG、IgA、及びIgMから選択されるヒト重鎖定常領域を含む、請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 8】

少なくとも1つのモノクローナル抗体がIgG1ヒト重鎖定常領域を含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

少なくとも1つのモノクローナル抗体が配列番号1又は配列番号 1 4 のアミノ酸配列を含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 10】

少なくとも1つのモノクローナル抗体が修飾Fc部分を含み、該修飾がFc部分を介するモノクローナル抗体の非特異的結合を減少させるものである、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 11】

少なくとも1つのモノクローナル抗体がFab、Fab'、F(ab')₂、Fv、SFv、及びscFvから選択される、請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 12】

少なくとも1つのモノクローナル抗体がブドウ球菌表面抗原、LTA、ペプチドグリカン、又はその組み合わせに特異的に結合する、請求項 1 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 13】

少なくとも1つのモノクローナル抗体が病原性抗原及び付着抗原から選択されるブドウ球菌表面抗原に特異的に結合する、請求項 1 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 14】

非同ーアミノ酸配列を有する多数のモノクローナル抗体を含む、請求項 1 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 15】

請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の組成物及び薬学的に許容し得る担体を含む、医薬組成物。

【請求項 16】

患者の鼻孔に点滴投与することにより患者を治療するための医薬の製造における、請求項 1 に記載のモノクローナル抗体の使用。

【請求項 17】

液滴、スプレー、粉末、エアロゾル、ミスト、ゲル、ローション、クリーム、ペースト、粒子、もしくはペレット又はこれらの組み合わせから選択される形態で医薬を点滴投与する、請求項 16 の使用。

【請求項 18】

医薬が粘膜付着剤を含む、請求項 16 又は 17 の使用。

【請求項 19】

医薬が、分子、ポリマー、粒子又はその組み合わせから選択される担体に結合した、多数のモノクローナル抗体分子を含む、請求項 16 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 20】

医薬が、前記少なくとも 1 つのモノクローナル抗体を含有するか、又は担持するマイクロスフェアを含む、請求項 16 ~ 19 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 21】

医薬が担体を含み、該担体に少なくとも 1 つのモノクローナル抗体がマイクロカプセル封入されてており、担体が天然ポリマー、半合成ポリマー、合成ポリマー、リポソーム又はその組み合わせから選択される、請求項 16 ~ 20 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 22】

医薬が、ポリホスホエステル、デンドリマー、ポリエチレングリコール、ポリ(乳酸)、ポリスチレンスルホネート、及びポリ(ラクチドコグリコリド)、キトサン、ヒドロキシプロピルセルロース、タンパク質、又は多糖から選択される担体を含む、請求項 16 ~ 21 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 23】

医薬が、キトサン、ポリスチレンスルホネート、前記少なくとも 1 つのモノクローナル抗体に共有結合した多糖又はその組み合わせを含む、請求項 16 ~ 22 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 24】

少なくとも 1 つの抗ブドウ球菌剤の点滴投与をさらに含む、請求項 16 ~ 23 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 25】

抗ブドウ球菌剤がリソスタフィン及びナイシンから選択される、請求項 24 に記載の使用。

【請求項 26】

医薬の製造における請求項 1 記載のモノクローナル抗体の使用であって、患者の既にコロニー形成した上皮表面に治療的有効量の医薬を適用することにより、a) 処置した上皮表面のブドウ球菌コロニー形成の減少を生じるか、又は b) ブドウ球菌感染の頻度の認識可能な減少を生じるための、前記使用。

【請求項 27】

既にコロニー形成した上皮が鼻、皮膚、目、口、及び気道から選択される、請求項 26 に記載の使用。